

鴨川市犯罪被害者等支援条例(案)について

1 背景

誰もがある日突然、思いもよらず犯罪に巻き込まれ、被害者やその家族といった犯罪被害者等になり得るおそれがあります。また、犯罪被害者等が受ける被害は、犯罪行為そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的苦痛、心身の不調、経済的損失などの二次被害に至るまで広く及んでいます。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」を平成 16 年 12 月に制定し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを規定するとともに、地方公共団体においても地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有することが明記されました。

このようなことから、千葉県では令和 3 年 4 月に「千葉県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

令和 5 年 6 月には内閣府に設置されている犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、国をはじめとして、犯罪被害者等支援の強化・充実が図られています。

このような状況を踏まえ、本市においても犯罪被害者等に対して寄り添った施策を推進するために、「鴨川市犯罪被害者等支援条例」を制定します。

(1) 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

以下は、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定を受け、警察庁が開催した「地方における途切れのない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめによる期待される役割です。

【国】

犯罪被害者等施策の総合的立案・実施

- 地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等
- 民間被害者支援団体への情報提供
- 地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置

【都道府県】

広域自治体として域内の犯罪被害者等施策の総合的推進

- 多機能ワンストップサービスの中核的役割
- 域内の市町村からの相談に対する必要な助言・情報提供

【市区町村】

最も身近な基礎自治体として域内の犯罪被害者等施策の推進

- 生活支援のための各種制度・サービスの実施主体
- 犯罪被害者等のニーズに応じた行政サービスの提供

【都道府県警察】

犯罪被害者等のニーズを第一次的に把握

- ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し
- 犯罪被害者等のニーズに応じ、被害直後の初期支援等の提供

【民間被害者支援団体】

民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援

- 犯罪被害者等のニーズを踏まえた初期から中長期にわたる支援
- *千葉県の場合、千葉県犯罪被害者支援センターがこれにあたります。

【その他の関係機関・団体】

関係機関・団体の連携による支援

- 各機関・団体の所管業務・機能に応じ、犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の提供
- *その他の関係機関・団体 裁判所、弁護士会、法テラス、児童相談所、医療機関、福祉関係機関などが考えられます。

(2) 鴨川市の状況

本市では、総合的な対応窓口を危機管理課に置き、掲示物や啓発物の配布による周知啓発を行うとともに、犯罪被害者等が来庁した場合に、警察署等の関係機関と連携して、専門の相談機関や支援機関を紹介することとしています。

2 条例案の主な内容

(1) 構成

- ア. 目的(第1条)
- イ. 定義(第2条)
- ウ. 基本理念(第3条)
- エ. 市、市民等及び事業者の役割(第4条～第6条)
- オ. 支援の取組(第7条～第9条)
- カ. 支援を行わないことができる場合(第10条)
- キ. 委任(第11条)

(2) 主な規定内容

ア 目的(第1条関係)

この条例を定める目的(犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すること。)を定めています。

イ 定義(第2条関係)

- ・犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- ・犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- ・市民等 本市に住所を有し、通勤し、若しくは通学する者又は本市で活動を行なう団体
- ・二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行なわれる誹謗中傷、報道機関による過度な取材又は報道等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害

ウ 基本理念(第3条関係)

条例に基づく支援施策を実施する上で重要になる考え方(犯罪被害者等の尊厳保持、状況等に応じた必要な支援を適切に途切れることなく受けることができるよう行わなければならないことなど)を示すものです。

エ 市、市民等及び事業者の役割(第4条～第6条関係)

この条例の主体となる市、市民等及び事業者の役割を定める規定です。

条例の目的と基本理念の実現のために各主体が果たすべき役割を規定しています。

オ 支援の取組(第7条～第9条)

(ア) 相談及び情報の提供等(第7条関係)

犯罪被害者等が直面している問題について、相談、情報提供及び助言を行

うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行います。

この規定による業務は、犯罪被害者支援総合的対応窓口(※)である危機管理課において所管します。

(※)犯罪被害者等基本法 11 条に規定する「相談及び情報提供等」を行うための窓口です。犯罪被害者等からの相談・問合せに対応し、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行います。警察庁の要請により平成 31 年 4 月に全ての公共団体に設置されました。

(イ) 見舞金の支給等(第 8 条関係)

市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給等を行います。

見舞金の種類やその他必要な支援は規則で定めます。

(ウ) 市民等及び事業者の理解の増進(第 9 条関係)

犯罪被害者等支援に関し、その重要性や二次被害の防止に向け、市民等及び事業者に周知及び啓発を実施し、理解を深めるよう努めます。

カ 支援を行わないことができる場合(第 10 条関係)

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができることとします。

キ 委任(第 11 条関係)

条例の施行に関して必要な事項の詳細は、規則で定めます。

3 今後の予定

令和 7 年 12 月	令和 7 年第 4 回市議会定例会に条例(案)提出 パブリックコメントの実施結果公表
令和 8 年 4 月	条例等の施行